

2月3日(日) 愛知県知事選挙

決めるのは あなたの一票 知事選挙

あなたの一票が、投票結果を左右するかもしれません。皆様お誘い合わせの上、投票にお出かけください。

投票日

二月三日(日) 午前七時～午後八時

投票できる人

本町の投票所で投票できる方は、平成三十年十月十六日までに転入の届出を済ませ、引き続き住民基本台帳に登録されている方で、平成十三年二月四日以前に生まれた方です。

入場券

入場券は、告示日後に役場から直接ハガキで送付します。投票日には、入場券を必ず本人が持参して投票所の受付係へ提出してください。

もし入場券が届かない場合や、紛失した場合でも、投票のための要件を満たしている方は投票できますので、投票所で受付係にお申し出ください。

投票用紙

受付係へ入場券を提出すると、投票用紙が渡されます。定められた記載所で候補者の「氏名」を記入し、投票箱に入れてください。

投票場所

入場券に記載してある投票所で投票してください。

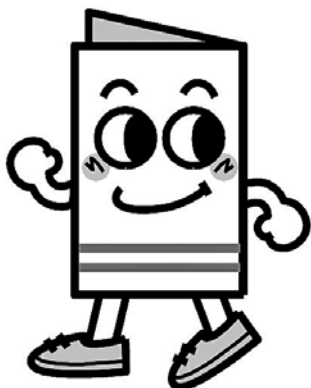
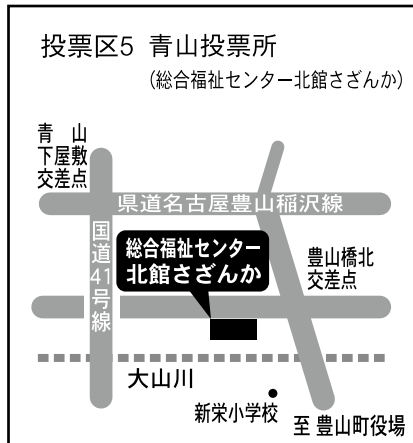
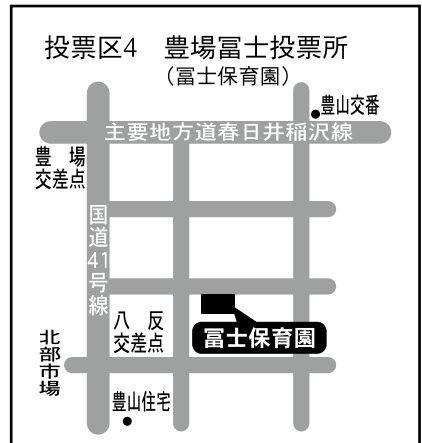
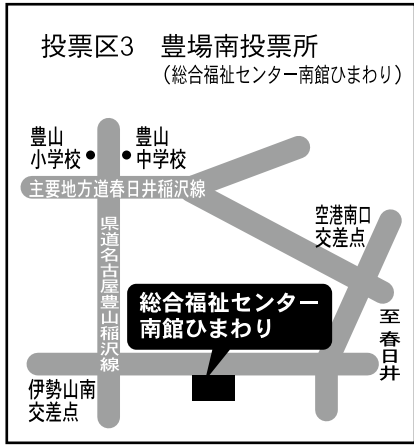
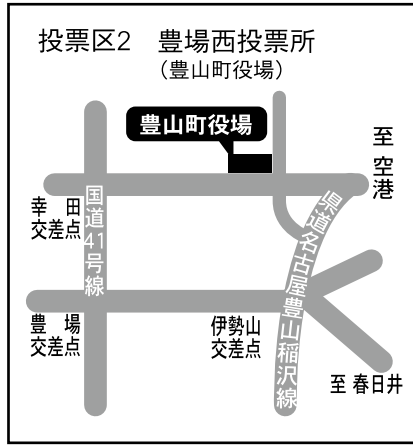
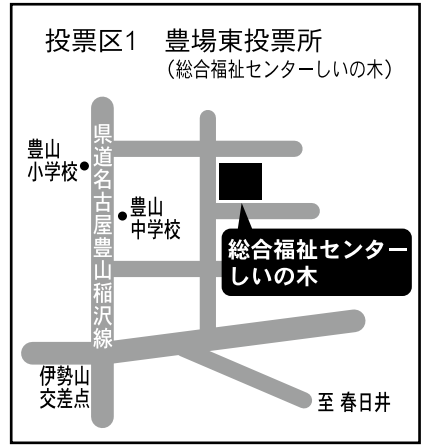
期日前投票・不在者投票

投票日に、出張、旅行、病気、悪天候などで投票できない方は、期日前投票ができます。期間は、一月十八日(金)から二月二日(土)までの午前八時三十分から午後八時までです。入場券(届いていないときは不要)を持って、役場二階会議室までお越しください。その際、入場券裏面の必要事項の記入をあらかじめ済ませておくと、お待ちいただく時間が短くなります。

また、病気などの理由で指定病院に入院している方などは、院内で不在者投票をすることができます。

その他にも、郵便による不在者投票制度があります。郵便でのやり取りになるため、お早めに町選挙管理委員会までお申し出ください。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局
28・6003



イッピョウくん